

# 入札説明書

浪江三春線・（仮称）1号トンネル工事  
浪江三春線・（仮称）2号トンネル（浪江側）工事  
浪江三春線・（仮称）2号トンネル（葛尾側）工事  
令和6年6月4日  
福島県

この入札説明書は、令和6年6月4日付け公告第103号（以下、公告という。）による浪江三春線・（仮称）1号トンネル工事外2件の一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

なお、本工事は、一抜け方式及び一括審査方式に該当するものである。

## 1 工事概要

### (1) 工事番号

第24-41370-0092号（以下「①工事」という。）

第24-41370-0093号（以下「②工事」という。）

第24-41370-0094号（以下「③工事」という。）

### (2) 工事名

道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル）（①工事、②工事、③工事共通）

### (3) 路線名

浪江三春線（①工事、②工事、③工事共通）

### (4) 工事箇所

①工事 福島県双葉郡浪江町大字川房字矢具野地内（仮称）1号トンネル

②工事 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（浪江側）

③工事 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（葛尾側）

### (5) 工事概要

①工事 トンネル工 L=1,545.0m、W=6.0(8.0)m

掘削工（NATM工法） L=1,535.6m

覆工コンクリート工 L=1,543.7m

②工事 トンネル工 L=1,764.0m、W=6.0(8.0)m

掘削工（NATM工法） L=1,759.2m

覆工コンクリート工 L=1,763.4m

③工事 トンネル工 L=1,764.0m、W=6.0(8.0)m

掘削工（NATM工法） L=1,759.2m

覆工コンクリート工 L=1,763.4m

### (6) 工事日数

令和9年3月31日限り（①工事、②工事、③工事共通）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格に関する事項は、公告第2項のとおりとする。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等（各2部）を添付して、下記6に示す技術提案書と併せて、令和6年6月28日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に下記4に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留で行うこと。なお、確認申請書等は、希望する全ての工事に提出すること。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和6年7月26日（金）までに通知する。

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合は、令和6年7月30日（火）午後5時までに下記4に掲げる場所に書面を提出しなければならない。また、書面が提出されたときは、令和6年8月6日（火）までに書面により回答するものとする。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 特定建設業の許可の写し
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値の写し（公告の時点で有効かつ最新のもの）
- (4) 共同企業体協定書の写し（様式3に準ずる）
- (5) 共同企業体構成員表（様式4）

施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること。

配置技術者の資格・工事経験については、以下の書類を添付すること。また、配置予定の技術者は複数名を申請し、落札者決定時に1人を選定することは可能である。ただし、3人を限度とする。なお、全ての人が資格、工事経験の要件を満たす必要がある。

ア 配置予定の技術者が有する資格者証の写し（平成6年6月8日建設省告示第1461号附則第2項に定める外国建設業者にあつて、1級土木施工管理技士と同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定したものを選定する場合は、当該認定証の写し）

イ 配置予定の技術者の有する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 技術者の施工経験を確認できる書類（CORINS 登録情報等、図面、仕様書、施工証明書等）の写し

エ 技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、雇用保険被保険者証等）の写し

- (6) 委任状（任意様式）

代表者が共同企業体の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状

#### 4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所

郵便番号 975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地

福島県相双地方振興局出納室

電話 0244-26-1303

(2) 契約条項等の閲覧期間は、令和6年6月4日（火）から同年8月7日（水）まで（土曜日、日曜日並びに同年7月15日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札説明書、金抜設計書、仕様書、入札参加資格確認申請書類及び技術提案書様式等は、福島県相双地方振興局出納室のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。

#### 5 質問及び回答方法等

各書類に対する質問は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和6年6月4日（火）から同年6月11日（火）まで

(2) 質問の回答予定日 令和6年6月17日（月）

(3) 質問は、入札説明書等に関する質問書（様式5）を福島県相双地方振興局長宛てに電子メールにて提出すること。この場合、提出の後に必ず電話で確認をとること。

電話番号 0244-26-1303

電子メール [souso.suito\\_nyusatu02@pref.fukushima.lg.jp](mailto:souso.suito_nyusatu02@pref.fukushima.lg.jp)

(4) 質問書の回答は、入札説明書等に関する回答書（様式6）により、福島県相双地方振興局出納室のウェブサイトに掲載する。

出納室のウェブサイトのアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01260a/soso-ippannyusatsukokoku.html>

(5) 現場説明会は行わない。

#### 6 技術提案書の提出方法

技術提案書については、上記3に示す方法により事前に提出すること。

なお、技術提案書は、別途「技術提案書作成要領」に定めるところにより作成すること。

#### 7 入札書の提出方法

郵便（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による）により提出するものとし、入札書（様式7-1）及び見積内訳書（任意様式）に併せて見積内訳総括表（様式7-2）を封書に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式8）を貼り付け、令和6年8月7日（水）午後5時までに上記4に掲げる場所に必着のこと。

#### 8 開札の方法

(1) 日時 開札は以下の順番で行う。

令和6年8月8日（木） 午前10時 ②工事

同日 午後1時15分 ③工事

同日 午後 3 時 30 分 ①工事

(2) 場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地  
福島県南相馬合同庁舎南庁舎 4 階 401 会議室

(3) 開札は公開で行う。

(4) 開札に先立ち入札に参加する者は、各々の工事に関する次の書類の確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）の原本

イ 一般競争入札出席届（様式 9）

ウ 委任状（様式 10）

(5) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。

(6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときにおいて、入札者又はその代理人の全員が立ち会っている場合は、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人の全員が立ち会っていない場合に再度入札を行う場合は、別途その旨を通知し実施する。なお、再度入札は 2 回に限るものとする。

ア 初回入札が無効（ただし、入札心得第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に基づく無効を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は辞退とみなす。

(8) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 入札に参加をしようとする者は、開札する直前までに、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を担保として提出しなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。

イ 上記アにかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) 入札に参加をしようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。（保証期間は開札日（令和 6 年 8 月 8 日予定）から仮契約の締結予定日（令和 6 年 8 月 15 日予定）とすること。）

(イ) 入札に参加をしようとする者が、過去 2 年間に官公署（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人等）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 入札保証金納付の免除を申請する者は、開札日前日の午後 5 時までに入札保証金納付免除申請書（様式 1 1 - 1）に入札保証保険証券の原本又は工事実績証明書（様式 1 1 - 2）、工事実績証明願（様式 1 1 - 3）を添えて、上記 4 に掲げる場所に申請するものとする。

エ 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

## (2) 契約保証金

ア 落札者は、契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(ウ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(ウ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(エ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(オ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

イ 落札者は、アの規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用するその他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなす。

ウ アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（エにおいて「保証の額」という。）は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

エ アの規定により、落札者が同(イ)又は(ウ)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同(エ)又は(オ)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

オ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。

カ 契約保証金から生じた利子は、県に帰属するものとする。

## 10 入札書の無効

公告第 9 項及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 11 入札方法

入札方法は、公告第 10 項のとおりとする。

## 12 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、公告第 11 項のとおりとする。

13 低入札価格調査制度に関する事項

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 直接工事費に対する失格基準

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.9  
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.9  
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.8  
(千円未満切り捨て)

## (2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表が失格基準に該当しない場合は、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

- ア その価格により入札した理由
- イ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳
- ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- カ 手持ち資材の状況
- キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ク 手持ち機械・設備の状況
- ケ 労務者の確保や配置の内容
- コ 過去に施工した公共工事名
- サ 公共工事の施工成績
- シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）
- ス その他必要な事項

## (3) その他

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札決定前に辞退することができる。

- ア この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第4条第2項の規定に関わらず、請負代金額の10分の3以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第4条第2項及び第4項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

- イ この工事における前払金については、工事請負契約約款第35条第1項の規定に関わらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

- ウ この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす

者 2 名を配置する。

なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

エ ウの規定は代表構成員にのみ適用する。

#### 14 契約の成立

契約の成立は、公告第 13 項のとおりとする。

#### 15 その他

##### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

##### (2) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容に疑義がある場合は「工事等の積算内容に対する疑義申し立てに関する試行要領」（平成 25 年 3 月 28 日付け 24 財第 2935 号総務部長依命通達）により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

##### (3) 本件に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

郵便番号 975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地

福島県相双地方振興局出納室

電話 0244-26-1303